

鈴鹿市都市公園における無人航空機飛行許可に係る確認書

(重量(機体本体の重量+バッテリーの重量) 100g以上)

各項目のチェックボックス(□)にチェックし、許可書等が必要な場合は、その写しを提出してください。

1 次の場所では飛行できません

□ 高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設付近では飛行しません。

(電波障害等により操縦不能となる懸念がある。)

※鈴鹿フラワーパーク、石垣池公園、深谷公園等は、飛行場所を特に注意。

2 飛行禁止区域

①～④までの項目について、全て「非該当」であること、または、一つでも「該当」がある場合は、航空局または関西航空事務所の許可が必要です。※④注意

① 地表又は水面から150m以上の高さの飛行

□ 該当 → 関西航空事務所の許可
□ あり
□ なし(使用不可)

□ 非該当

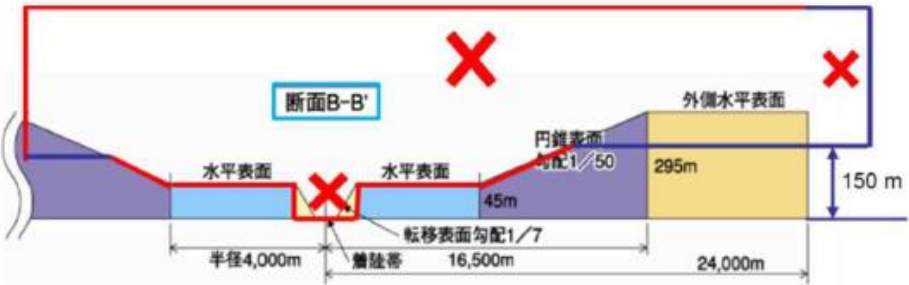
② 空港周辺の区域

(制限高度以上)

※中部国際空港株式会社(TEL.0569-38-7555)へ確認

□ 該当 円錐表面(箕田公園) → 関西航空事務所の許可
外側水平表面(海岸から平田駅周辺まで) □ あり
※詳細は、地理院地図で確認 □ なし(使用不可)
<https://maps.gsi.go.jp/#13/34.880650/136.608038/&base=std&ls=std%7Ckokuarea&disp=11&lcd=kokuarea&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0&d=m>

国土交通省「無人航空機の飛行禁止空域と飛行の方法」からも確認可能。



□ 非該当

③ 緊急用務区域

国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域

国土交通省

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html#alert

- ☐ 該当 → 関西航空事務所の許可
- ☐ あり
- ☐ 非該当 ☐ なし(使用不可)

④ 人口集中地区の上空

※詳細は、地理院地図で確認

<https://maps.gsi.go.jp/#12/34.828882/136.555767/&base=std&ls=std%7Cdid2020%7Ckokua%7Crea&blend=0&disp=111&lcd=kokuarea&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m>

国土交通省「無人航空機の飛行禁止空域と飛行の方法」からも確認可能。

- ☐ 該当 → 航空局の許可・承認
- ☐ あり
- ☐ 非該当 ☐ なし
- ☐ 十分な強度を有する紐等(30m以内)で係留した飛行で、飛行可能な範囲内へ第三者の立入管理等の措置を実施
- ☐ 係留無し
- ☐ カテゴリ区分Ⅱ(許可・承認申請不要)
- ※飛行経路下、立入禁止措置
- 機体認証(第二種以上)、操縦者技能証明(二等以上)証明等の写し
- ☐ あり
- ☐ なし(使用不可)
- ☐ 上記以外(使用不可)

3 飛行の方法

次の全ての項目について、遵守することを確約します。

- ☐ アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと
- ☐ 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること
(気象状況(風など)、機体に損傷や故障はないか、バッテリーや燃料の残量など)
- ☐ 航空機や他の無人飛行機と衝突しそうな場合には、地上に下降等させること
- ☐ 不必要に騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ☐ 周囲の監視等を行わせる補助者を配置すること
- ☐ 操縦者及び補助者は、無人航空機の関係者であることが容易に分かるような服装等(ベストの着用等)とすること

次の全ての項目について、遵守することを確約します。(航空局の許可・承認がある場合を除く。)

☐ 昼間(日中)(日出から日没まで)に飛行させること

※非該当の場合

- ☐ 航空局の許可・承認あり
- ☐ 十分な強度を有する紐当(30m以内)で係留した飛行で、飛行可能な範囲内へ第三者の立入管理等の措置を実施

☐ カテゴリ区分Ⅱ(許可・承認申請不要)

※飛行経路下、立入禁止措置

機体認証(第二種以上)、操縦者技能証明(二等以上)
証明等の写し

- ☐ あり
- ☐ なし(使用不可)

☐ 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること(目視外飛行の例:FPV(First Person's View)、モニター監視)

※非該当の場合

- ☐ 航空局の許可・承認あり
- ☐ 十分な強度を有する紐当(30m以内)で係留した飛行で、飛行可能な範囲内へ第三者の立入管理等の措置を実施

☐ カテゴリ区分Ⅱ(許可・承認申請不要)

※飛行経路下、立入禁止措置

機体認証(第二種以上)、操縦者技能証明(二等以上)
証明等の写し

- ☐ あり
- ☐ なし(使用不可)

☐ 第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること

ただし、航空局の許可・承認があっても、第三者の上空を飛行させることができません。

飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入った場合は、飛行の中止または飛行計画の変更を行うこと。

※非該当の場合

- ☐ 航空局の許可・承認あり
- ☐ 十分な強度を有する紐当(30m以内)で係留した飛行で、飛行可能な範囲内へ第三者の立入管理等の措置を実施

☐ カテゴリ区分Ⅱ(許可・承認申請不要)

※飛行経路下、立入禁止措置

機体認証(第二種以上)、操縦者技能証明(二等以上)
証明等の写し

- ☐ あり
- ☐ なし(使用不可)

☐ 飛行範囲内へ第三者の立入管理等の措置を実施すること

具体的な措置の方法

※非該当の場合

☐ 航空局の許可・承認あり

☐ なし(使用不可)

☐ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと

※非該当の場合

航空局の許可・承認

☐ あり

☐ なし(使用不可)

☐ 爆発物など危険物を輸送しないこと

※非該当の場合

航空局の許可・承認

☐ あり

☐ なし(使用不可)

☐ 無人航空機から物を投下しないこと

※非該当の場合

☐ 航空局の許可・承認あり

☐ 十分な強度を有する紐当(30m以内)で係留した飛行で、飛行可能な範囲内へ第三者の立入管理等の措置を実施

具体的な措置の方法

☐ 上記以外(使用不可)

宛先 鈴鹿市長

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

4/5

- ※ 不測の事態等により人の身体や財産に損害を与えてしまう可能性がありますので、保険に加入しておくことを推奨します。
- ※ 墜落した場合は火災を引き起こす可能性がありますので、無人航空機に搭載する燃料や電池の種類等に応じた消火器等を携行するなど緊急時に適切に対応できるようにしてください。
- ※ 万が一、無人航空機の飛行による人の死傷(負傷を含む)又は物件の損壊、航空機との衝突又は接触とそのおそれがあった場合、無人航空機の制御が不能となった事態(機体の不具合に限る)、無人航空機が発火した事態(飛行中に発生したものに限る)については、国土交通省(許可・承認を受けた官署又は飛行経路を管轄する官署)へ報告が必要です。
- ※ ドローン情報基盤システム(DIPS)における飛行計画通報機能による飛行計画の通報が義務付けられています(特定飛行以外は推奨)。
- ※ その他「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(国土交通省航空局)を遵守し、安全を確保してください。